

平成20年9月30日  
農 林 水 産 省  
文 化 庁  
国 土 交 通 省

## 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則等について

### I. 背景

第169回国会において、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成20年法律第40号、以下「法」）が成立し、平成20年5月23日に公布されたところです。

現在、法の施行に伴い、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（以下「令」）の制定に向けた検討を進めておりますが、今般、それと併せて、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則等を制定することを検討しています。

### II. 制定しようとする内容

#### 1 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則関係

##### (1) 歴史的風致形成建造物の指定の提案【法第13条第1項、第2項関係】

歴史的風致形成建造物の指定の提案を行おうとする者（歴史的風致維持向上支援法人についても同様）は、氏名及び住所並びに当該提案に係る建造物の名称、所在地及び提案の理由を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、市町村長に提出しなければならないこととします。

- ・当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺2500分の1以上の図面
- ・当該建造物の写真
- ・法第13条第1項の合意を得たことを証する書類

##### (2) 歴史的風致形成建造物の増築等の届出【法第15条第1項関係】

歴史的風致形成建造物の増築等に係る事前届出は、行為をしようとする者の氏名及び住所、行為の設計又は施行方法並びに完了予定日等を記載した届出書に、以下の図書を添付して行うこととします。

- ・当該行為の設計仕様書及び設計図、
- ・当該歴史的風致形成建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺2500分の1以上の図面
- ・当該歴史的風致形成建造物及び当該行為をしようとする箇所の写真等

##### (3) 変更の届出【法第15条第2項関係】

(2) の届出をした者が、その届出に係る設計又は施行方法のうち、その変更により、当該行為が法15条第1項各号で定める市町村長への届出が必要とされない行為に該当することとなるもの以外のものを変更しようとするときは、当該変更に係る行為に着手する日の30日前までに、当該変更に係る事項を記載した届出書を市町村長に提出することとします。

(4) 台帳【法第19条第1項関係】

市町村長が作成し、保管することとされている歴史的風致形成建造物に関する台帳には、少なくとも次に掲げる事項を記載することとします。

- ・歴史的風致形成建造物の指定番号、指定の年月日、名称、所在地、所有者の氏名及び住所、指定の理由
- ・歴史的風致形成建造物と一体となって歴史的風致を形成している土地又は物件の範囲

(5) 歴史的風致の維持及び向上に寄与する施設【法第27条第1項第2号関係】

認定重点区域内において、認定市町村又は支援法人が契約に基づき管理を行うことができる施設として、次に掲げるものを定めることとします。

- ・交流施設、集会施設、体験学習施設その他これらに類する施設であって、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した活動を行うことを主たる目的とするもの
- ・地域の伝統的な行事に用いられる衣服、器具その他の物件の保管を主たる目的とする倉庫

## 2 文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則

(1) 歴史的風致維持向上計画の記載事項【法第5条第2項第7号関係】

歴史的風致維持向上計画に記載する事項を以下のとおりとすることとします。

- ・歴史的風致維持向上計画の名称
- ・重点区域の名称、面積 等

(2) 認定を受けた計画の軽微な変更【法第7条第1項】

認定市町村が、認定を受けた歴史的風致維持向上計画の変更をしようとする際に、主務大臣の認定を受ける必要がない軽微な変更として、以下のとおり定めることとします。

- ・地域の名称の変更又は地番の変更に伴う重点区域の範囲の変更
- ・その他歴史的風致維持向上計画の実施に支障がないと主務大臣が認める変更

## 3 国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施

## 行規則

- (1) 公園管理者である地方公共団体以外の市町村が行おうとする都市公園の維持等【法第5条第3項第2号、令(案)第2条第1号ニ関係】

歴史的風致維持向上計画を作成した市町村以外の地方公共団体が公園管理者である重点区域内の都市公園について、当該市町村が新設、増設又は改築を行おうとする公園施設であって、その新設、増設又は改築が地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものとして休憩所、舟遊場、弓場、記念碑、時計台等を定めることとします。

- (2) 都市公園の管理の公示【法第25条第1項関係】

市町村が、都市公園法第2条の3の規定にかかわらず、認定歴史的風致維持向上計画に記載された都市公園の維持等を行おうとするとき(完了したとき)は、都市公園の名称及び位置、公園施設の種類、名称及び設置の場所並びに都市公園の維持等の開始の日(完了の日)を公示することとします。

- (3) 公園管理者に代わってその権限を行った場合における公園管理者への通知【法第25条第3項、令(案)第7条第2項関係】

認定市町村が、都市公園の公園管理者に代わってその権限を行った場合には、当該公園管理者に以下の通知を行うこととします。

- ①公園管理者以外の者が公園施設を設置する場合の許可又は都市公園内での占用許可を行う場合

- ・許可を受けた者の氏名又は名称及び住所(法人にあつては、代表者の氏名)
- ・許可に係る公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用の目的、期間及び場所
- ・許可に係る公園施設又は占用物件の構造

- ②国の行う事業に係る都市公園の占用について、国と公園管理者が協議を行った場合

- ・協議の相手方の名称、代表者の氏名及び住所
- ・協議に係る都市公園の占用の目的、期間及び場所
- ・協議に係る占用物件の構造

- ③公園管理者が、立体都市公園と当該立体都市公園の区域外の建物とが一体的な構造となるときに、当該建物の所有者又は所有者となろうとする者と協定を締結した場合

- ・協定の相手方の氏名又は名称及び住所(法人にあつては、代表者の氏名)

- ④公園保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物等が立体都市公園の構造に損害を及ぼすおそれがあると認められる場合において、当該損害を防止するため、公園管理者が、所有者又は占有者に対して、その

損害を防止するため必要な措置を講ずべきことを命じた場合

- ・命令の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名
- ・命令の内容

⑤都市公園法の規定に基づく処分に違反している者等に対し、公園管理者が原状回復命令等の監督処分を行う場合

- ・監督処分の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名
- ・監督処分の内容

(4) 歴史的風致維持向上地区計画の区域内における行為の届出【法第33条第1項及び第2項、令(案)第15条第3号関係】

①歴史的風致維持向上地区計画の区域内において、土地の区画形質の変更等を行おうとする者が市町村長への事前届出を行う場合には、一定の様式による届出書に、当該行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日及び完了予定日を記載し、土地の区画形質の変更、建築物等の新築等の場合に応じ、参考となる図書を添付して、提出することとします。ただし、歴史的風致維持向上地区計画の目的を達成する上で著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められ、当該行為に係る建築物等の用途上又は構造上これを行うことがやむを得ない以下の行為を行う場合には、市町村長への事前届出を要しないこととします。

- ・道路の新設、改築、維持、修繕又は災害復旧に係る行為
- ・一般自動車道又は専用自動車道（一般旅客自動車運送事業又は一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）の造設又は管理に係る行為
- ・河川の改良工事の施行又は管理に係る行為 等

②なお、上記届出を行った者は、その届出に係る行為の設計又は施行方法のうち、その変更により(4)①の行為に該当することとなるもの以外のものについて、市町村長に変更に係る届出書を提出することとします。

#### 4 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に関する文部科学省関係省令

○ 歴史的風致形成建造物の管理又は修理に関する技術的指導【法第21条第1項関係】

①地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十一条第一項の規定により歴史的風致形成建造物の管理又は修理に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うこととします。

- ・歴史的風致形成建造物の名称、種類、数
  - ・歴史的風致形成建造物の構造、形式、材質
  - ・歴史的風致形成建造物に関する由来などの説明
  - ・所在地
  - ・所有者の名称・住所（法人の場合は、その代表者の氏名を含む）
  - ・その他参考となるべき事項
- ②上記の書面には、次に掲げる書類、図面又は写真を添えることとします。
- ・管理につき技術的指導を求める場合は、管理計画の概要
  - ・修理につき技術的指導を求める場合は、その設計仕様書又は計画書
  - ・歴史的風致形成建造物の平面図
  - ・現状の写真、図面
- ③上記の書面等の提出は、歴史的風致形成建造物の存する市町村の教育委員会を経由すべきものとします。

## 5 その他所要の改正を行います。

### Ⅲ 今後のスケジュール

公 布	10月下旬
施 行	11月上旬